

昇降機及び遊戯施設に関して必要な実務経験^{※1}年数(卒業された学歴等より)及び申込みに必要な書類早見表

受講区分	受講資格は、平成28年国土交通省告示第700号第4による。			卒業後の実務経験年数	必要書類等	書類入手先・入手方法等	受講区分																							
I	①	学校教育法	大学、専門職大学	4年制	≪表1. 正規の機械工学・電気工学としてそのまま適応する学科名≫ <table border="1"> <tr> <td>電子(工学)科</td> <td>電気電子(工学)科</td> <td>電気通信(工学)科</td> </tr> <tr> <td>精密機械(工学)科</td> <td>応用機械(工学)科</td> <td>生産機械(工学)</td> </tr> <tr> <td>繊維機械(工学)科</td> <td>航空(工学)科</td> <td>造船(工学)科</td> </tr> <tr> <td>船舶(工学)科</td> <td>自動車(工学)科</td> <td>鉄道(工学)科</td> </tr> <tr> <td>制御(工学)科</td> <td>計測(工学)科</td> <td></td> </tr> </table> ≪表2. 実務経験1年を加えて適応する学科名≫ ※卒業後の実務経験年数にプラス1年が必要 <table border="1"> <tr> <td>建築(工学)科</td> <td>土木(工学)科</td> <td>建設(工学)科</td> </tr> <tr> <td>都市(工学)科</td> <td>設備工業科</td> <td>建築設備(工学)科</td> </tr> </table> ≪表3. 「上記表1又は表2に該当しない学科で、同等の課程と確認ができた学科」※4 上記「表1、2」以外の学科の場合、「単位修得証明書」又は「成績証明書」(卒業された学校から取得)の提出により、正規の「機械工学」、「電気工学」と同等と認める課程であることが確認できた場合	電子(工学)科	電気電子(工学)科	電気通信(工学)科	精密機械(工学)科	応用機械(工学)科	生産機械(工学)	繊維機械(工学)科	航空(工学)科	造船(工学)科	船舶(工学)科	自動車(工学)科	鉄道(工学)科	制御(工学)科	計測(工学)科		建築(工学)科	土木(工学)科	建設(工学)科	都市(工学)科	設備工業科	建築設備(工学)科	①の場合 2年以上	申込者情報・写真 実務経験等証明書 被保険者記録照会回答票 労働者名簿 学科名が記載された卒業証明書又は卒業証書 単位修得証明書又は成績証明書	インターネットから登録 ホームページよりダウンロード 年金事務所又はマイナポータル 勤務先 卒業校	①
		電子(工学)科	電気電子(工学)科	電気通信(工学)科																										
	精密機械(工学)科	応用機械(工学)科	生産機械(工学)																											
	繊維機械(工学)科	航空(工学)科	造船(工学)科																											
	船舶(工学)科	自動車(工学)科	鉄道(工学)科																											
	制御(工学)科	計測(工学)科																												
	建築(工学)科	土木(工学)科	建設(工学)科																											
	都市(工学)科	設備工業科	建築設備(工学)科																											
職業能力開発促進法	職業能力開発総合大学校等	長期課程、総合課程、応用課程	②の場合 3年以上	申込者情報・写真 実務経験等証明書 被保険者記録照会回答票 労働者名簿 学科名が記載された卒業証明書又は卒業証書 単位修得証明書又は成績証明書	インターネットから登録 ホームページよりダウンロード 年金事務所又はマイナポータル 勤務先 卒業校	②																								
③	学校教育法	短期大学、専門職短期大学、専門職大学(3年の前期課程)	3年制(夜間を除く)	③の場合 4年以上	申込者情報・写真 実務経験等証明書 被保険者記録照会回答票 労働者名簿 学科名が記載された卒業証明書又は卒業証書 単位修得証明書又は成績証明書	インターネットから登録 ホームページよりダウンロード 年金事務所又はマイナポータル 勤務先 卒業校	③																							
	職業能力開発促進法	職業能力開発総合大学校等	特定専門課程、専門課程	④の場合 7年以上	申込者情報・写真 実務経験等証明書 被保険者記録照会回答票 労働者名簿 学科名が記載された卒業証明書又は卒業証書 単位修得証明書又は成績証明書	インターネットから登録 ホームページよりダウンロード 年金事務所又はマイナポータル 勤務先 卒業校	④																							
④	学校教育法	高等学校	3年制(通信制・夜間を含む)	昇降機又は遊戯施設に関して11年以上の実務経験	⑤ 実務経験のみ	申込者情報・写真 実務経験等証明書 被保険者記録照会回答票 労働者名簿	インターネットから登録 ホームページよりダウンロード 年金事務所又はマイナポータル 勤務先	⑤																						
	職業能力開発促進法	職業能力開発促進センター等	普通課程 ^{※2}																											
⑥	学校教育法	専修学校	③の専修学校以外で専門課程		建築行政(昇降機又は遊戯施設)に関して2年以上の実務経験	⑥ 特定行政庁の職員	申込者情報・写真 実務経験等証明書 被保険者記録照会回答票 労働者名簿	インターネットから登録 ホームページよりダウンロード 年金事務所又はマイナポータル 勤務先	⑥																					
	職業能力開発促進法	職業能力開発促進センター等	普通課程 ^{※2}																											
⑦	学校教育法	専修学校	③の専修学校以外で専門課程		昇降機又は遊戯施設に関する法令の施行に関して5年以上の実務経験(⑥に掲げるものを除く)	⑦ 行政職員 (消防法・労働基準法・駐車場法令の施行に関わる行政職員)	申込者情報・写真 実務経験等証明書 被保険者記録照会回答票 労働者名簿	インターネットから登録 ホームページよりダウンロード 年金事務所又はマイナポータル 勤務先	⑦																					
	職業能力開発促進法	職業能力開発促進センター等	普通課程 ^{※2}																											
⑧	学校教育法	専修学校	③の専修学校以外で専門課程		⑧ ①～⑦までの実務経験と同じ	⑧ ①～⑦までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 (例:外国の大学等で同等の学科を履修し、実務経験を有する者) ^{※3}	申込者情報・写真 実務経験等証明書 被保険者記録照会回答票 労働者名簿 学科名が記載された卒業証明書又は卒業証書 単位修得証明書又は成績証明書	インターネットから登録 ホームページよりダウンロード 年金事務所又はマイナポータル 勤務先 卒業校	⑧																					
	職業能力開発促進法	職業能力開発促進センター等	普通課程 ^{※2}																											
II	昨年度の不合格者	昨年度に全科目を受講し、不合格(修了審査のみ受けた方を除く)		再受講 ^{※5} (修了審査のみ受講)	申込者情報・写真 実務経験等証明書	インターネットから登録 ホームページよりダウンロードし、 申込者署名欄のみ自筆で記入	II																							
III	一級建築士、二級建築士の資格を有する者	聴講(講義)のみを希望する場合		聴講 ^{※6} (修了審査を除く講義のみ受講)	申込者情報・写真 実務経験等証明書 資格者証	インターネットから登録 ホームページよりダウンロードし、 申込者署名欄のみ自筆で記入 該当の資格者証	III																							

※1 この講習の実務経験とは、「建築基準法に基づき昇降機及び遊戯施設に関する実務」をいいます。建築基準法に定めるエレベーター、エスカレーター、コースター等の実務に携わった方又は行政に関する実務に携わった方が対象となります。クレーン、人が乗り込んだ状態で運転できない機械式駐車場、カーリフト、舞台装置等又はゲーム機、都市公園における遊具等に関する実務は対象となりません。また、昇降機及び遊戯施設に関する業務であっても、点検・検査等の立会いのみを行う方、庶務、会計、労務、営業等昇降機及び遊戯施設の知識及び技能を必要としない方、業務との関連が少ない方、又はアルバイト・パートタイム就労者等(雇用保険の被保険者等を除く)は実務経験に含みません。

※2 区分I④ 職業能力開発促進センター等の課程は、「普通課程」のみです。「短期課程」を卒業の場合は、区分I⑤となり、実務経験年数は11年以上必要となります。

※3 外国の学校等で同等の学科を履修し卒業された場合、「卒業証書」又は「卒業証明書」の写し等に和訳を付けてご提出ください。

※4 卒業された学科が「正規の機械工学、電気工学と同等」か不明の場合は、事前に卒業された学校より「単位修得証明書」又は「成績証明書」を取得して、メール等でお問い合わせください。

※5 修了審査のみの受講ができます。全科目の受講を希望する場合は、区分I①～⑧での申込みとなります。その場合、申込書類等は全て必要となります。

※6 聴講は修了審査を受けることができません。講習終了後「聴講証書」を発行いたしますが、聴講番号では建築基準法第12条に規定する検査はできません。一級建築士・二級建築士の資格を有する方で、修了証明書及び昇降機等検査員資格者証が必要な方は、区分I①～⑧での申込みください。